

盛岡地本内で発生した 過半数代表者選出における不適切な事象

ダメ!絶対!



◆盛地申6号（2019年4月8日付）における団体交渉議論

組合

過半数代表者選出にて発生した事象を把握しているか？
「投票権がある専従休職者が投票出来なかった」
「投票用紙にナンバリングがされていた」
「投票時、誰を記入したか見える所に管理者が座っていた」
「記入の際、管理者が特定の候補者の氏名を指差し投票を促す仕草を行った」
「投票を終えた社員に対し、出口調査を行っていた」

会社

「専従休職者が投票できなかった」件は把握している。**相応しくないケースであり、再投票を促し、本人の意思は確認した。**
それ以外の事象は把握していない。**事実であれば** 通達に反していることで**相応しくない。**
通達に基づいたやり方となるよう指導していく。

◆盛地申9号（2020年4月3日付）における団体交渉議論

組合

残念ながら昨年に引き続き不適切な事象の報告があった。
①盛岡駅では社友会候補者へ投票するような言動が管理者から行われた。
②北上駅では、投票後に管理者から「なぜ〇〇に投票したのか」と言われた。
③盛岡電力技術センターでは社友会立候補者が勤務時間中に会社のPCを用いて選挙活動をしていた。

会社として特定の社員に立候補を打診した事象や、管理者以外の立ち合いを認めない事象が報告されている。

会社

①については、朝礼で期間中の投票行為を促したと聞いているが、指摘された事実はない。
②については把握しており、コミュニケーション上の話ではあるものの、**相応しくない。**
③についても**公平性に欠けるものであったと認識している。**

立候補を打診した事実はない。申し出があれば、開票に支障がない範囲で立会いを認めることもある。

◆盛地申7号（2021年4月6日付）における団体交渉議論

組合

開票立会いについて、当該事業所以外の人立会うことについてはどう考えているか。

盛岡車両センターにて投票時刻になっても投票箱が設置されなかった事象、盛岡車両センター青森派出所にて事前資料を作成していた事象について、会社の認識はどうか。

会社

過半数代表者は当該事業所の社員から選出するものであり、**立会いは立候補者、当該事業所の社員が望ましい。色んな職場の人が立ち入るのは適正ではないと**考えている。

2つの事象については会社としても把握しており、相応しくない事象、適切ではない事象であったと認識している。不信感。公正公平を疑われるものも主張として受け止め、今後しっかりと指導・対応していく。

団体交渉にて会社が相応しくない、適正ではないと確認した事象が発生した場合は、分会・支部・地本に相談・報告をお願いします！